

「山口市緊急通報システム事業業務委託」に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、山口市が実施する緊急通報システム事業業務委託事業者の選定に当たり、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 山口市緊急通報システム事業業務委託
- (2) 履行場所 市が指定する場所
- (3) 業務内容 別紙「山口市緊急通報システム事業業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 令和5年 4月 1 日～令和10 年 3月 31 日

3 候補者の選定方法

- (1) 本プロポーザルに参加する意向の申出をした者のうち、5に掲げる参加資格要件を満たす者に対し、企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を本市から要請する。
- (2) 提案書等の提出をした事業者（以下「提案者」という。）について、評価委員会において提案書等の提出書類に関するプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し内容を評価する。
- (3) 評価委員会における評価結果に対する審査委員会の審査を経て候補者を選定する。
- (4) プロポーザル実施に当たり事前の説明会は開催しない。
- (5) 提案者が5者を超えた場合は、提案書によりプレゼンテーション実施者を事前選定できるものとする。なお、提案者が1者の場合においても、本プロポーザルは実施する。

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第16条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和4年11月16日時点で、山口市の競争入札参加資格を有し、かつ、令和4・5・6年度の物品・業務委託競争入札参加資格者名簿に99「業務委託（その他）」、のうちコードが99「その他」の営業種目で登録されていること。
なお、本実施要領等の公表時点において登録のない者が（2）の要件を満たすためには、令和4年10月17日までに山口市契約管理課へ競争入札参加資格の申請を行う必要がある。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者ではないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。
- (4) 令和4年10月28日から契約締結日までの間のいずれの日においても、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 過去5年以内に、地方公共団体における本提案システムの導入実績を有していること。
※上記（5）の導入実績については、別紙「業務に関する実績」（様式第5号）を提出すること。なお、実績については、提案書提出日時点の実績とする。

6 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり提出をすること。

- (1) 提出書類及び部数
「参加意向申出書」（様式第1号） 1部
- (2) 提出方法
持参又は郵送（提出期限内必着）
- (3) 提出期限 令和4年10月28日（金）正午
※持参による場合の受付は、土・日曜、祝日を除く。
※期限後の提出は受け付けない。
- (4) 提出先 〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援担当

7 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、次のとおり提出すること。なお、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 提出書類 「質問書」(様式第2号)
- (2) 提出方法 電子メール(受付期限内必着)
- (3) 受付期限 令和4年10月13日(木)正午
- (4) 提出先 山口市健康福祉部 高齢福祉課 高齢者支援担当
電子メールアドレス korei@city.yamaguchi.lg.jp
- (5) 質問に対する回答方法

質問に対する回答を集約し、質問者名をふせて、令和4年10月18日(火)までに山口市公式ウェブサイトに掲載する。

8 提案書等の提出

提案書の提出は、プロポーザル参加意向申出書を提出し、審査の結果、参加資格があると認められた事業者のみ提出ができる。

- (1) 提出書類
 - ① 提案書届出書(様式第3号)
 - ② 提案書(様式第4号)
 - ③ 業務に関する実績(様式第5号)
※5 公募型プロポーザル参加資格(5)に該当する実績を示すこと。
 - ④ 会社概要(任意様式)
※パンフレット等で可
 - ⑤ 単価見積書(任意様式)
※利用者一人あたりの月額単価を記載すること。
※提案上限額 金2,450円(消費税及び地方消費税抜き)

(2) 提案内容

仕様書及び別紙「山口緊急通報システム事業業務委託提案書評価基準」を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記すること。

(3) 書類作成上の留意事項

- ① 具体的な内容が把握することができるように、図や表などを用いて、事業の内容や事業展開を分かりやすく記載すること。
- ② 文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字につ

いてはこの限りではない。

③ A4版を原則とする。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

④ 提案書類一式を上記（１）①～⑤の順番に並べてフラットファイルに綴じ、インデックスを貼ること。（①提案書届出書、⑤単価見積書は、１部を除いて写しで可とします。）

（４）提出期限 令和4年 11 月 8 日（火）正午

※持参による場合の受付は、土・日曜、祝日を除く。

※期限後の提出は受け付けない。

（５）提出先 上記 6 の「プロポーザル参加意向申出書」提出先参照

（６）提出部数 9 部（正本 1 部、副本 8 部）

（７）提出方法 持参又は郵送（提出期限内必着）

（８）その他

① 提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。

② 提出された提案書は、返却しない。

③ 提出された書類は、委託事業者の選定以外の目的で使用しない。ただし、
山口市情報公開条例（平成17年山口市条例第11号）第4条に基づく公開請求があったときは、同条例第5条の規定により公開をしないことができる情報を除き請求者に公開する。

④ プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

9 受託候補者の選定

（１）選定方法

提案書等及びプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「山口市緊急通報システム事業業務委託に係る公募型プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において審議し、最も高い評価点数を得た者を受託候補者として選定する。

ただし、最も高い評価点数が、発注者の求める最低水準（得点総計の 6 割）に達していないと判断された場合は、この限りではない。

また、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数となった場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とする。この場合においても同数と

なった場合には、評価項目の内、見積価格が最上位の者を候補者とする。

(2) 評価基準

別紙「山口市緊急通報システム事業業務委託提案書評価基準」に基づき、提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

(3) プレゼンテーションの実施

提出された提案書に基づきプレゼンテーションを行い、各評価委員の採点の合計点により、提案書の中から第一位のものを決定する。

① 開催日時・場所

令和4年11月16日（水） 山口市役所内会議室

② 発表時間

1 提案者当たり 30分程度（提案者からの説明 20分以内、評価委員からの質疑 10分程度）

③ 出席者

1 提案者当たり 3名以内

④ その他

- ・プレゼンテーションの順番は提案書等の提出順とする。
- ・スクリーン、プロジェクターについては、山口市において用意する。なお、プロジェクターに接続するパソコン等については、提案者が用意すること。
- また、本市では、プレゼンテーション会場においてインターネット環境を準備しない。
- ・プレゼンテーションは、提出した提案書の内容に沿って説明を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、Web形式とする場合がある。なお、この場合、提案事業者側でZoomやMicrosoft Teams等のWeb会議システムを用意すること。（事前に調整させていただきます。）
- ・山口市に大雨・洪水等の気象警報が発表された場合や、現に災害が発生し、又は発生が予測される場合には、開催を延期する場合がある。

(4) 選定結果の通知

評価委員会の報告を受け、プロポーザル審査委員会において、評価が適正に行われたことを審査及び確認した上で、評価委員会が第一位として決定したものを受託候補者として特定し、提案者すべてに結果通知書により通知するほか、山口市公式ウェブサイトで公表する。

1 0 提案者の欠格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 参加意向申出書の提出時から委託業者の決定までの期間に、応募者が5で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) プレゼンテーション及びヒアリング審査を欠席又は遅刻した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく審議に反する行為等があった場合

1 1 契約

審査委員会の審査により選定した事業者と速やかに本業務の委託契約を締結する。

1 2 その他

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止を行うことがある。

1 3 スケジュール

| 項 目 | 日 程 |
|---------------------|----------------------------|
| 実施要領等の公表 | 令和4年10月 6日 (木) |
| 質問受付 | 令和4年10月 7日 (金) ~10月13日 (木) |
| 参加意向申出書受付 | 令和4年10月 7日 (金) ~10月28日 (金) |
| 参加資格確認結果、指名通知発送 | 令和4年10月31日 (月) |
| 提案書類受付 | 令和4年11月 1日 (火) ~11月 8日 (火) |
| プレゼンテーション日程通知 | 令和4年11月 9日 (水) |
| プレゼンテーション実施 (評価委員会) | 令和4年11月16日 (水) ※予定 |